

令和 3 年度 協会けんぽ福井支部 健康保険料率 9.98%

前年度より 0.03% 増

全国健康保険協会(協会けんぽ)では、都道府県単位の医療費を反映した健康保険料率の設定をしています。この度、協会けんぽ福井支部の令和 3 年度健康保険料率が決定しました。

健康保険料率は令和 2 年度より 0.03% 引き上げとなり、9.98% になります。全国平均は令和 2 年度と同じ 10.00% です。

また、40 歳から 64 歳までの方にご負担いただく介護保険料率は、令和 2 年度より 0.01% 引き上げとなり、1.80% になります(介護保険料率は全国一律)。介護保険料率も加えた令和 3 年度福井支部の保険料率は、11.78% になります。

■ 令和 3 年度の保険料率(令和 3 年 3 月分(4 月納付分)から)

・40 歳未満または 65 歳以上の方 9.98%

例)標準報酬月額 30 万円の場合

保険料 29,940 円(従業員と事業主が折半)(令和 2 年度 +90 円)

・40 歳以上 65 歳未満の方 11.78%

例)標準報酬月額 30 万円の場合

保険料 35,340 円(従業員と事業主が折半)(令和 2 年度 +120 円)

※標準報酬月額とは、基本給やその他手当等を含めた月額のこと

■ 厳しい財政状況

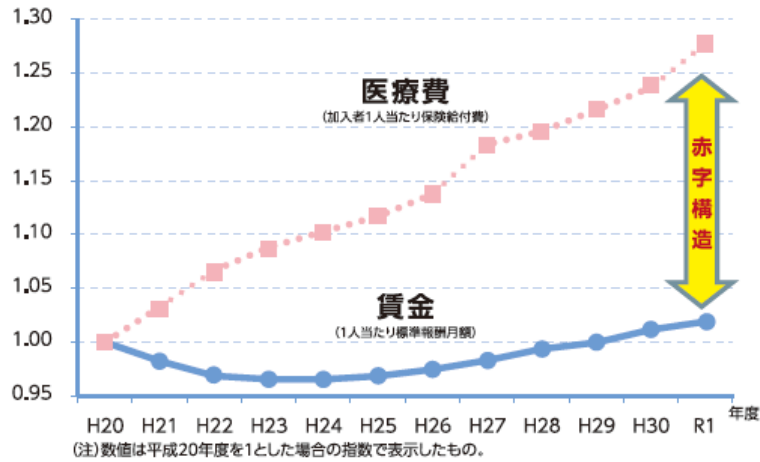
加入事業所の約 8 割が 10 人未満の事業所である協会けんぽの財政は、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、景気変動の影響を受けやすい構造にあります。

また、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造に加え、高齢者医療制度への拠出金が今後も増大することを踏まえると、財政状況はさらに厳しさを増していきます。

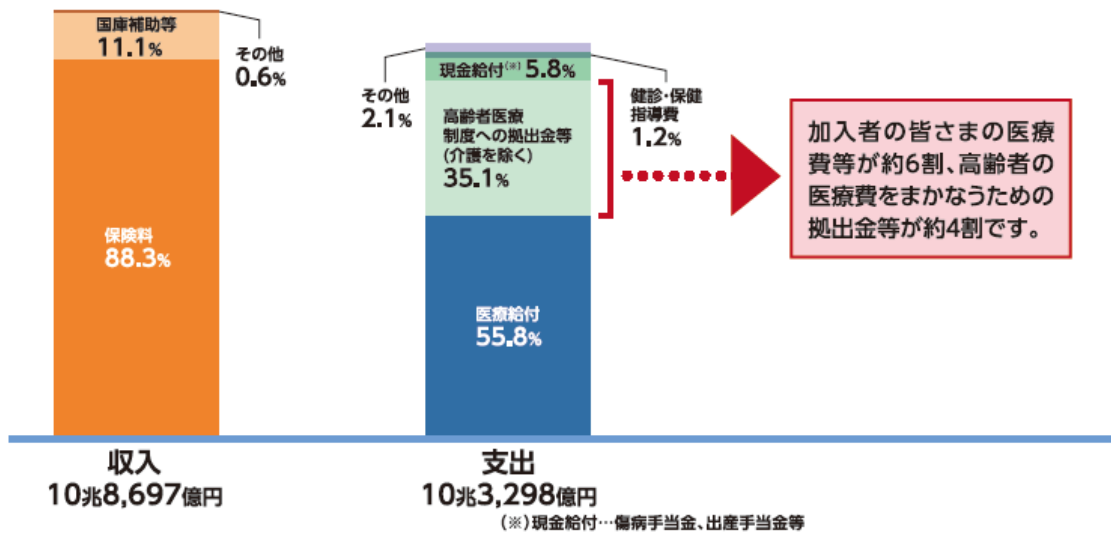
協会けんぽでは、こうしたことから、保険料率について、中長期的な観点から設定することとしており、保険財政の安定を図っています。

Press Release

協会けんぽの保険財政の傾向

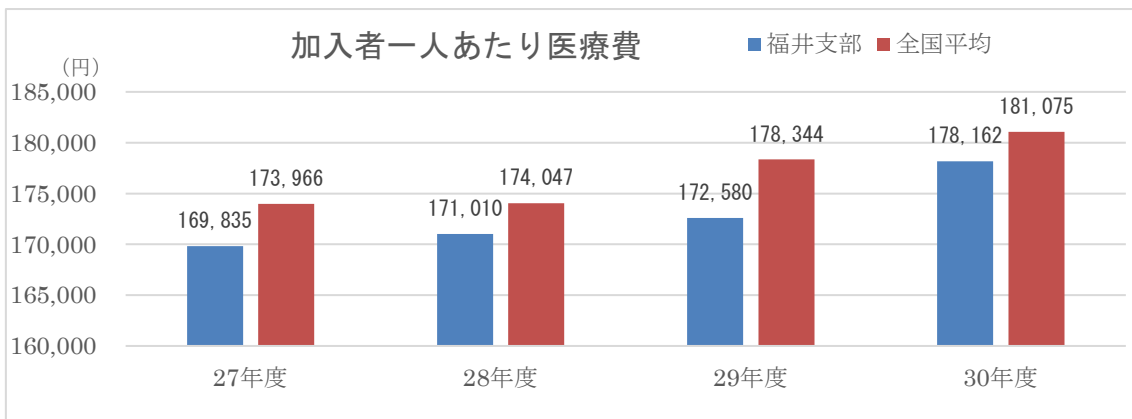


協会けんぽの収支内訳〔令和元年度決算(医療分)〕



■伸び続ける一人あたり医療費(年額)

健康保険料率引き上げの主な要因は、福井支部の加入者一人あたりの医療費が増加していることが挙げられ、この傾向は今後も継続するものと予想されます。



Press Release

■医療費の伸びを抑えるためには

①健診を受けて生活習慣病の予防や病気の早期発見

協会けんぽが実施する「生活習慣病予防健診」「特定健診」を受診してください。

【生活習慣病予防健診】

35～74歳の被保険者(ご本人)が対象です。県内では29の医療機関で受診できます。検査内容は、血圧・尿・便潜血検査・血液・心電図・胸部レントゲン・胃部レントゲン等です。当協会から健診費用の約6割が補助されます。自己負担額は最高で7,169円です。追加で乳がん検診や子宮頸がん検診等も受診できます。

【特定健診】

40～74歳の被扶養者(ご家族)が対象です。県内では約300の医療機関で受診できます。検査内容は、血圧・尿・血液等です。当協会から健診費用の約8割が補助されます。自己負担額は最高で1,500円です。

②特定保健指導(健康相談)を利用して生活習慣を改善

健診の結果、メタボリックシンドロームに該当またはその予備群と判定された方は、協会けんぽの保健師・管理栄養士が食事や運動等、生活習慣の改善を無料でアドバイスする特定保健指導をご利用ください。

③「事業所健康度診断カルテ」を活用して従業員の健康度アップ

協会けんぽは、事業所ごとに従業員の健康状況や健康課題を見える化した「事業所健康度診断カルテ」を作成しています。これを活用して職場が抱える健康課題を抽出し、健康度のアップにつながる具体的な取組の提案や支援を行っています。

このカルテは、健康づくりに積極的に取り組む事業所であることを自ら宣言する「健康づくり宣言」を行った事業所にお届けしています。

④ジェネリック医薬品(後発医薬品)を使用して医療費軽減

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分で低価格なので医療費の負担軽減に繋がります。医師や薬剤師にジェネリック医薬品を処方するように伝え、ジェネリック医薬品を使用してください。

⑤インセンティブ制度の5つの行動を実施して健康保険料率を下げる

インセンティブ制度とは、加入者の健康づくりの取組や重症化予防につながる5つの行動を評価し得点をつけ、その合計得点を全都道府県支部で順位づけし、上位23支部以内に入ると健康保険料率が下がる制度です。当該年度の結果は、2年後の健康保険料率に反映されます。

Press Release

【5つの行動】《令和元年度福井支部の得点と順位》

1. 特定健診等の実施率 《53点:18位》
2. 特定保健指導の実施率 《51点:21位》
3. 特定保健指導対象者の減少率 《56点:12位》
4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 《76点:2位》
5. ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用割合 《45点:35位》

令和元年度5つの行動による福井支部の総得点は281点で全国5位でした。この結果は、令和3年度福井支部の健康保険料率を0.04%引き下げ9.98%になりました。これらの取り組み一つひとつが、医療費の伸びを抑え、健康保険料の負担軽減へと繋がります。皆さまのご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

企画総務グループ 新川(ニイカワ)

TEL 0776-27-8301

全国健康保険協会福井支部

福井市大手 3-4-1 福井放送会館 5階

協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。福井支部の加入者は県民の約4割となる29.3万人、加入事業所は約16,200社にのぼります。